○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令 (平成二十五年政令第三百二十六号)

(法第二条第四号の政令で定める物資)

第二条 法第二条第四号の政令で定める物資は、原油とする。

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法 (平成二十五年法律第七十五号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~三 (略)

件に適合し、かつ、当該船舶において乗組員及び乗船している者が避難するための設備の設置その他の国土交通省令で定める海賊行為による被って、当該船舶の速力、船舷の高さその他の当該船舶に関する事項が海賊行為の対象となるおそれが大きいものとして国土交通省令で定める要』特定日本船舶(原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資として政令で定めるものの輸送の用に供する日本船舶であ 害を低減するために必要な措置を講じているものをいう。

五 (略)